

番号	4
項目	<p><u>養護教諭等の業務にかかわって教育委員会が対策マニュアル等を通知する場合は、その内容が無理なく実施できるだけの教職員の増員ならびに施設・設備の整備、必要物品の支給を速やかに行うこと。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、感染防止対策を実施するため必要な物品として、来校者や学校医、教職員等の手指消毒用アルコール等の配付を行っています。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ

番号	5
項目	<p>中学校の心臓2次検診が土曜日に実施され、当該養護教諭が休日の勤務となるなど大きな負担となっている。これについて、平日実施とする等、負担軽減のために必要な措置をとること。</p>
<p>(回答)</p> <p>中学校の心臓2次検診につきましては、平日に医師の確保や業者の検診車の確保が十分にできないため、土曜日に実施しているところでございます。</p> <p>しかしながら、ご指摘のように教員の負担軽減の観点から令和4年度につきましても、平日に実施する小学校の2次検診に空きがあれば、周辺の中学校から受検できるよう実施してきたところです。</p> <p>今後もしできる限り、平日に中学生が受検できるよう検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当

番号	7
項目	<p>就学時健康診断は、校医との日程調整や準備・運営・片づけ・事務処理などの業務全般について、<u>養護教諭等の大きな負担となっている。これらについて、抜本的に解決をはかること。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>就学時健康診断については、業務が養護教諭等の大きな負担とならないよう、教職員全体の共通理解のもと、協力して実施していただけるよう各学校長にお願いをしております。</p> <p>今年度につきましても、新型コロナウイルス感染の状況下をふまえ、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」の「健康診断時の感染症対策についての留意事項」に準じた対応をお願いしているところでございます。</p> <p>今後の実施方法につきましては、教育委員会の責務として、就学時健康診断がより円滑に実施できるよう検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 保健体育グループ

番号	9
項目	<p>養護教諭の再任用制度について、雇用と年金の確実な接続を図るとともに、希望する勤務形態を尊重すること。フルタイムの勤務については、7割の給与に応じた業務量となるよう必要な措置を講ずること。</p>
<p>(回答)</p> <p>養護教諭の暫定再任用につきましては、原則フルタイム勤務として任用しております。</p> <p>また、その配置枠には限りがありますが、希望者の個別事情に応じて可能な限り、短時間勤務での配置ができるよう努めてまいります。</p> <p>なお、養護教諭に限らず60歳超の職員の給料月額7割措置については、国において現時点の民間給与における高齢期雇用の実情を考慮し、当面の間の措置として設定されたものであるため、今後も引続き、国、他都市、本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当</p>